平成２１年（フ）第３０１号
千葉県印旛郡酒々井町東酒々井１丁目１番54　コーポＳＥ―205
債務者　阪口　真衣
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３１１号
千葉県八街市文違207番地12
債務者　淺野　伸子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３１３号
千葉県印西市内野２丁目６番地34棟306号、前住所千葉県印西市内野２丁目６番地34棟305号
債務者　中島　　弘
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３１５号
千葉県四街道市四街道１―９―４渡辺ビル305、住民票上の住所千葉県四街道市四街道1474番地16　サンクレイドル四街道104号
債務者　長津八重子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３２３号
千葉県佐倉市上志津1644番地１　パビリオン三松２番８号
債務者　彦坂　公男
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３２５号
千葉県佐倉市臼井台213番地16
債務者　石田江理子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３２８号
千葉県富里市日吉台４丁目３番地３　Ａ棟212号
債務者　宇田　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３３２号
千葉県富里市七栄171番地51　旭ルーミー成田２号館103号室
債務者　小牟礼健三
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１００号
千葉県富津市西大和田1012番地の77
債務者　小曽根千恵
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第２４９４号
愛知県瀬戸市下陣屋町26番地の２　レインボー第２尾張瀬戸305
債務者　柴田　大輔
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４９５号
愛知県瀬戸市下陣屋町26番地の２　レインボー第２尾張瀬戸305
債務者　柴田　美和
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２３号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字砂割83番地１
債務者　小田桐雅子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３２４号
愛知県一宮市白旗通２丁目24番地　ファミール202号
債務者　澤田　久則
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３６８号
愛知県江南市宮田町久保見126番地
債務者　伊藤　美波
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２８９号
岡山県倉敷市玉島３丁目24番26号
債務者　西本和之こと　卞　　海雲
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
岡山県倉敷市沖17番地１
債務者　浅野　純子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
大分市高城新町14番27号　グリーンビル高城302
債務者　福永　照子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２３７号
茨城県土浦市虫掛3700番地　グリーンパレス205号室
債務者　國松　　瞳
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係